

添付書類

- 1 位置図（営業施設の周囲おおむね200メートル以内の地域の状況を明らかにした図面で、営業施設の周囲おおむね100メートル以内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設があるときは、その施設からの距離を詳細に記入してください。）
- 2 敷地内の建物の配置図
- 3 営業施設の平面図
- 4 構造設備の仕様書（別紙1及び別紙2）
- 5 土地又は建物が申請者の所有でないときは、その所有者の使用承諾書
- 6 消防法令適合通知書
- 7 建築確認が必要な建築物については、建築確認検査済証の写し
- 8 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 9 申請者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。）又は申請者である法人の業務を行う役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面

構造設備の仕様書

建築物は、 造 階建てであり、その構造設備は、次のとおり です。							
共用 設備	区分 階別	浴室		洗面設備	便器数		摘要
		男	女		大	小	
		m ²	m ²	個	個	個	
	寝具	人分					
	空調設備等						
備考							

別紙 2

構造設備の仕様書（客室）

階別	部屋番号	寝台	床面積	定員	浴室	洗面所	便所	摘要
		有・無	m ²	人	有・無	有・無	有・無	
備考								

注 床面積は、睡眠、休憩等の用に宿泊者が利用することができる部分（客室に附属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込み等を含み、床の間、押入れ、共通の廊下その他これらに類する部分を除きます。）について、壁、柱等の内側の距離（いわゆる内法の^{のり}）を測定し、計算してください。